



熊本県公報

第13266号
令和5年(2023年)
9月19日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（竜北町加入区外1加入区）……………（団体支援課） 1
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 2
- 道路の供用開始……………（ 〃 ） 2
- 漁業災害補償法に基づく養殖共済に係る加入区の設定……………（団体支援課） 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防課） 6
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………（ 〃 ） 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（ 〃 ） 7
- 土砂災害警戒区域の指定……………（ 〃 ） 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（ 〃 ） 8
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（ 〃 ） 9
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………（ 〃 ） 9
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………（ 〃 ） 10
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（ 〃 ） 10
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（ 〃 ） 10
- 令和5年度（2023年度）熊本県准看護師試験の実施……………（医療政策課） 11
- 公 共 測 量 告 示
- 公共測量の実施……………（監理課） 12
- 公共測量の終了……………（ 〃 ） 13
- 熊本県環境影響評価条例に基づく公聴会の開催……………（環境保全課） 13
- 県営土地改良事業計画の変更……………（農村計画課） 17
- 熊本県総合福祉センター指定管理者の募集……………（健康福祉政策課） 17
- 登 載 依 頼
- 熊本県環境影響評価審査会第二部会の開催……………（環境影響評価審査会） 19
- 労働関係調整法第10条の規定によるあっせん員候補者……………（労働委員会） 19
- 令和5年度（2023年度）第2回労働審議会の開催……………（労働審議会） 20

告 示

熊本県告示第693号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、令和5年（2023年）9月19日から令和5年（2023年）10月3日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和5年（2023年）9月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第1項 の申出をする漁業協 同組合	縦覧場所
竜北町 加入区	八代郡氷川町網道937番地7 赤星 健二 八代郡氷川町網道215番地12 元田 忍 八代郡氷川町網道960番地10 元松 茂光	竜北漁業協同組合	竜北漁業 協同組合
有明町 加入区	天草市有明町大浦655番地 松本 仁	有明町漁業協同組合	有明町漁 業協同組

天草市有明町大浦3417番地 光崎 裕二 天草市有明町大浦664番地1 原田 奨	合
---	---

熊本県告示第694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年（2023年）9月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）9月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	388号	球磨郡湯前町字塩利 5121番1地先から 同所 5112番1地先まで	前	12.5 ～ 38.5	367.4	
			後	12.8 ～ 104.4		

2 区域を変更する期日 令和5年（2023年）9月19日

熊本県告示第695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）9月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）9月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市一の宮町北坂梨字番手 142番2地先から 阿蘇市一の宮町中坂梨字番手 132番1地先まで	273.2	活力創出 基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）9月19日

熊本県告示第696号

区画漁業権の切替えに伴い漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定により、同法第114条に規定する養殖業の養殖共済に係る一定の水域（以下「加入区」という。）を次のように定めたので、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第15条第3項において準用する同令第7条第3項の規定により、次のとおり公示する。

なお、この告示による規定は、その共済責任期間の開始日が令和5年（2023年）9月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和5年（2023年）8月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成25年（2013年）10月11日熊本県告示第914号（漁業災害補償法に基づく養殖共済に係る加入区の設定）、平成30年（2018年）9月7日熊本県告示第711号（漁業災害補償法に基づく養殖共済に係る加入区の設定）及び令和4年（2022年）10月4日熊本県告示第677号（漁業災害補償法に基づく養殖共済に係る加入区の設定）は、廃止する。

令和5年（2023年）9月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

漁業災害補償法第114条に規定する養殖業

1 かき養殖業

加入区の名 称	加入区の水 域
---------	---------

有区第81加入区	有区第81号漁業権の漁場の区域
有区第82加入区	有区第82号漁業権の漁場の区域
天区第681加入区	天区第681号漁業権の漁場の区域
天区第682加入区	天区第682号漁業権の漁場の区域
天区第841加入区	天区第841号漁業権の漁場の区域
天区第842加入区	天区第842号漁業権の漁場の区域
天区第843加入区	天区第843号漁業権の漁場の区域
天区第851加入区	天区第851号漁業権の漁場の区域
天区第852加入区	天区第852号漁業権の漁場の区域
天区第853加入区	天区第853号漁業権の漁場の区域
天区第854加入区	天区第854号漁業権の漁場の区域
天区第855加入区	天区第855号漁業権の漁場の区域
天区第856加入区	天区第856号漁業権の漁場の区域
天区第857加入区	天区第857号漁業権の漁場の区域
天区第858加入区	天区第858号漁業権の漁場の区域
天区第859加入区	天区第859号漁業権の漁場の区域
天区第860加入区	天区第860号漁業権の漁場の区域
天区第861加入区	天区第861号漁業権の漁場の区域
天区第862加入区	天区第862号漁業権の漁場の区域
天区第863加入区	天区第863号漁業権の漁場の区域
天区第864加入区	天区第864号漁業権の漁場の区域
天区第865加入区	天区第865号漁業権の漁場の区域
天区第866加入区	天区第866号漁業権の漁場の区域
火区第321加入区	火区第321号漁業権の漁場の区域
火区第322加入区	火区第322号漁業権の漁場の区域
火区第323加入区	火区第323号漁業権の漁場の区域
火区第331加入区	火区第331号漁業権の漁場の区域
火区第332加入区	火区第332号漁業権の漁場の区域
火区第333加入区	火区第333号漁業権の漁場の区域
火区第334加入区	火区第334号漁業権の漁場の区域
火区第335加入区	火区第335号漁業権の漁場の区域
火区第336加入区	火区第336号漁業権の漁場の区域
火区第337加入区	火区第337号漁業権の漁場の区域
火区第338加入区	火区第338号漁業権の漁場の区域
火区第339加入区	火区第339号漁業権の漁場の区域

2 一年貝真珠養殖業及び二年貝真珠養殖業

加入区の名 称	加入区の水 域
天区第1加入区	天区第1号漁業権の漁場の区域
天区第2加入区	天区第2号漁業権の漁場の区域
天区第3加入区	天区第3号漁業権の漁場の区域
天区第4加入区	天区第4号漁業権の漁場の区域
天区第5加入区	天区第5号漁業権の漁場の区域
天区第6加入区	天区第6号漁業権の漁場の区域
天区第7加入区	天区第7号漁業権の漁場の区域
天区第8加入区	天区第8号漁業権の漁場の区域
天区第9加入区	天区第9号漁業権の漁場の区域
天区第10加入区	天区第10号漁業権の漁場の区域
天区第11加入区	天区第11号漁業権の漁場の区域
天区第12加入区	天区第12号漁業権の漁場の区域
天区第13加入区	天区第13号漁業権の漁場の区域
天区第14加入区	天区第14号漁業権の漁場の区域

天区第15加入区	天区第15号漁業権の漁場の区域
天区第16加入区	天区第16号漁業権の漁場の区域
天区第17加入区	天区第17号漁業権の漁場の区域
天区第18加入区	天区第18号漁業権の漁場の区域
天区第19加入区	天区第19号漁業権の漁場の区域
天区第20加入区	天区第20号漁業権の漁場の区域
天区第21加入区	天区第21号漁業権の漁場の区域
天区第22加入区	天区第22号漁業権の漁場の区域
天区第23加入区	天区第23号漁業権の漁場の区域
天区第24加入区	天区第24号漁業権の漁場の区域
天区第25加入区	天区第25号漁業権の漁場の区域
天区第26加入区	天区第26号漁業権の漁場の区域
天区第27加入区	天区第27号漁業権の漁場の区域
天区第28加入区	天区第28号漁業権の漁場の区域
天区第29加入区	天区第29号漁業権の漁場の区域
天区第30加入区	天区第30号漁業権の漁場の区域
天区第31加入区	天区第31号漁業権の漁場の区域
天区第32加入区	天区第32号漁業権の漁場の区域
天区第801加入区	天区第801号漁業権の漁場の区域
天区第802加入区	天区第802号漁業権の漁場の区域
天区第803加入区	天区第803号漁業権の漁場の区域
天区第804加入区	天区第804号漁業権の漁場の区域
天区第805加入区	天区第805号漁業権の漁場の区域
天区第806加入区	天区第806号漁業権の漁場の区域
天区第807加入区	天区第807号漁業権の漁場の区域
天区第808加入区	天区第808号漁業権の漁場の区域
天区第809加入区	天区第809号漁業権の漁場の区域
天区第810加入区	天区第810号漁業権の漁場の区域
天区第811加入区	天区第811号漁業権の漁場の区域
天区第812加入区	天区第812号漁業権の漁場の区域
火区第1加入区	火区第1号漁業権の漁場の区域
火区第301加入区	火区第301号漁業権の漁場の区域

3 小割り式一年魚はまち養殖業、小割り式二年魚はまち養殖業、小割り式三年魚はまち養殖業、小割り式一年魚たい養殖業、小割り式二年魚たい養殖業、小割り式三年魚たい養殖業、小割り式さけ・ます養殖業、小割り式一年魚ふぐ養殖業、小割り式二年魚ふぐ養殖業、小割り式三年魚ふぐ養殖業、小割り式一年魚かんばち養殖業、小割り式二年魚かんばち養殖業、小割り式三年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式一年魚すずき養殖業、小割り式二年魚すずき養殖業、小割り式三年魚すずき養殖業、小割り式二年魚ひらまさ養殖業、小割り式三年魚ひらまさ養殖業、小割り式一年魚しまあじ養殖業、小割り式二年魚しまあじ養殖業、小割り式三年魚しまあじ養殖業、小割り式二年魚まはた養殖業、小割り式三年魚まはた養殖業、小割り式四年魚まはた養殖業、小割り式五年魚まはた養殖業、小割り式すぎ養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式二年魚くろまぐろ養殖業、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業、小割り式五年魚くろまぐろ養殖業、小割り式二年魚めばる養殖業、小割り式三年魚めばる養殖業、小割り式四年魚めばる養殖業及び小割り式かわはぎ養殖業

加入区の名 称	加入区の水 域	摘 要
天区第402加入区	天区第402号漁業権の漁場の区域	小割り式二年魚くろまぐろ養殖業、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業、小割り式五年魚くろまぐろ養殖業

		に限る。
天区第403加入区	天区第403号漁業権の漁場の区域	同上
天区第404加入区	天区第404号漁業権の漁場の区域	同上
天区第501加入区	天区第501号漁業権の漁場の区域	小割り式二年魚くろまぐろ養殖業、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業、小割り式五年魚くろまぐろ養殖業を除く。
天区第502加入区	天区第502号漁業権の漁場の区域	同上
天区第503加入区	天区第503号漁業権の漁場の区域	同上
天区第504加入区	天区第504号漁業権の漁場の区域	同上
天区第505加入区	天区第505号漁業権の漁場の区域	同上
天区第506加入区	天区第506号漁業権の漁場の区域	同上
天区第507加入区	天区第507号漁業権の漁場の区域	同上
天区第508加入区	天区第508号漁業権の漁場の区域	同上
天区第509加入区	天区第509号漁業権の漁場の区域	同上
天区第510加入区	天区第510号漁業権の漁場の区域	同上
天区第511加入区	天区第511号漁業権の漁場の区域	同上
天区第512加入区	天区第512号漁業権の漁場の区域	同上
天区第513加入区	天区第513号漁業権の漁場の区域	同上
天区第514加入区	天区第514号漁業権の漁場の区域	同上
天区第515加入区	天区第515号漁業権の漁場の区域	同上
天区第516加入区	天区第516号漁業権の漁場の区域	同上
天区第517加入区	天区第517号漁業権の漁場の区域	同上
天区第518加入区	天区第518号漁業権の漁場の区域	同上
天区第519加入区	天区第519号漁業権の漁場の区域	同上
天区第520加入区	天区第520号漁業権の漁場の区域	同上
天区第521加入区	天区第521号漁業権の漁場の区域	同上
天区第522加入区	天区第522号漁業権の漁場の区域	同上
天区第523加入区	天区第523号漁業権の漁場の区域	同上
天区第524加入区	天区第524号漁業権の漁場の区域	同上
天区第525加入区	天区第525号漁業権の漁場の区域	同上
天区第526加入区	天区第526号漁業権の漁場の区域	同上
天区第527加入区	天区第527号漁業権の漁場の区域	同上
天区第528加入区	天区第528号漁業権の漁場の区域	同上
天区第529加入区	天区第529号漁業権の漁場の区域	同上
天区第530加入区	天区第530号漁業権の漁場の区域	同上
天区第531加入区	天区第531号漁業権の漁場の区域	同上
天区第532加入区	天区第532号漁業権の漁場の区域	同上
天区第533加入区	天区第533号漁業権の漁場の区域	同上
天区第534加入区	天区第534号漁業権の漁場の区域	同上
天区第535加入区	天区第535号漁業権の漁場の区域	同上
天区第536加入区	天区第536号漁業権の漁場の区域	同上
天区第537加入区	天区第537号漁業権の漁場の区域	同上
天区第538加入区	天区第538号漁業権の漁場の区域	同上
天区第539加入区	天区第539号漁業権の漁場の区域	同上
天区第540加入区	天区第540号漁業権の漁場の区域	同上
天区第541加入区	天区第541号漁業権の漁場の区域	同上

天区第542加入区	天区第542号漁業権の漁場の区域	同上
天区第543加入区	天区第543号漁業権の漁場の区域	同上
天区第544加入区	天区第544号漁業権の漁場の区域	同上
天区第545加入区	天区第545号漁業権の漁場の区域	同上
天区第546加入区	天区第546号漁業権の漁場の区域	同上
天区第547加入区	天区第547号漁業権の漁場の区域	同上
天区第548加入区	天区第548号漁業権の漁場の区域	同上
天区第549加入区	天区第549号漁業権の漁場の区域	同上
天区第550加入区	天区第550号漁業権の漁場の区域	同上
天区第551加入区	天区第551号漁業権の漁場の区域	同上
天区第552加入区	天区第552号漁業権の漁場の区域	同上
天区第553加入区	天区第553号漁業権の漁場の区域	同上
天区第554加入区	天区第554号漁業権の漁場の区域	同上
天区第555加入区	天区第555号漁業権の漁場の区域	同上
天区第556加入区	天区第556号漁業権の漁場の区域	同上
天区第557加入区	天区第557号漁業権の漁場の区域	同上
天区第558加入区	天区第558号漁業権の漁場の区域	同上
天区第559加入区	天区第559号漁業権の漁場の区域	同上
天区第560加入区	天区第560号漁業権の漁場の区域	同上
天区第561加入区	天区第561号漁業権の漁場の区域	同上
天区第562加入区	天区第562号漁業権の漁場の区域	同上
天区第563加入区	天区第563号漁業権の漁場の区域	同上
天区第564加入区	天区第564号漁業権の漁場の区域	同上
天区第565加入区	天区第565号漁業権の漁場の区域	同上
天区第566加入区	天区第566号漁業権の漁場の区域	同上
天区第567加入区	天区第567号漁業権の漁場の区域	同上
天区第581加入区	天区第581号漁業権の漁場の区域	同上
天区第591加入区	天区第591号漁業権の漁場の区域	同上
天区第592加入区	天区第592号漁業権の漁場の区域	同上
天区第593加入区	天区第593号漁業権の漁場の区域	同上
天区第594加入区	天区第594号漁業権の漁場の区域	同上
天区第595加入区	天区第595号漁業権の漁場の区域	同上
火区第101加入区	火区第101号漁業権の漁場の区域	同上
火区第102加入区	火区第102号漁業権の漁場の区域	同上
火区第103加入区	火区第103号漁業権の漁場の区域	同上
火区第104加入区	火区第104号漁業権の漁場の区域	同上
火区第105加入区	火区第105号漁業権の漁場の区域	同上
火区第106加入区	火区第106号漁業権の漁場の区域	同上
火区第107加入区	火区第107号漁業権の漁場の区域	同上

熊本県告示第697号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）9月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

飯高山	合志市幾久富	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
-----	--------	--------	---------	--------

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第698号

平成20年(2008年)7月23日熊本県告示第683号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)9月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
須屋迫上1	合志市須屋	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第699号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)9月19日

熊本県知事 蒲島 郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
須屋迫上1	合志市須屋	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第700号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)9月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
迎鶴	菊池市豊間	別図1のとおり	土石流
花香僧	菊池市雪野	別図2のとおり	土石流
布能野	菊池市重味	別図3のとおり	土石流

赤岩2	菊池市雪野	別図4のとおり	土石流
-----	-------	---------	-----

(別図1から別図4までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第701号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）9月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
柚ノ木迫	菊池市雪野	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
加護峰	菊池市雪野	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
赤岩1	菊池市雪野	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
崩山	菊池市重味	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
前田	菊池市重味	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
迎鶴1	菊池市豊間	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
迎鶴2	菊池市豊間	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
権現平	菊池市重味	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
小迫	菊池市重味	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
戸宮	菊池市重味	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
向畑	菊池市重味	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
宮ノ前	菊池市重味	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
中鶴	菊池市重味	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
西ノ原	菊池市重味	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
鴨ノ鼻	菊池市重味	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
太田2	菊池市豊間	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
杉ノ元	菊池市重味	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
城本	菊池市重味	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

(別図1から別図18までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第702号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）9月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小楠野	菊池市小木	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
下古閑前	菊池市小木	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
辛野	菊池市小木	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
小楠野4	菊池市小木	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
園田1	菊池市稗方	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
園田2	菊池市稗方	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
前田	菊池市稗方	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
高塚	菊池市稗方	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
大柿3	菊池市太平	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
平原	菊池市木庭	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
下木庭3	菊池市木庭	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
下木庭4	菊池市木庭	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
下木庭5	菊池市木庭	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
下木庭6	菊池市木庭	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
中尾2	菊池市木庭	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
上木庭-3	菊池市木庭	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
上木庭-4	菊池市木庭	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり

(別図1から別図17までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第703号

平成28年（2016年）3月4日熊本県告示第214号（土砂災害警戒区域及び土砂

災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)9月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
狐塚川1-1	菊池市旭志麓	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第704号

平成27年(2015年)1月20日熊本県告示第48号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)9月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
藤田3	菊池市藤田	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
下組1-2	菊池市四町分	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第705号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)9月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
狐塚川1-1	菊池市旭志麓	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
藤田3	菊池市藤田	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
下組1-2	菊池市四町分	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第706号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別

警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)9月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
谷東川	美里町洞岳	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
二子迫川	美里町洞岳	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
猫ノ内川	美里町柏川	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
仁田川	美里町柏川	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
上藤木	美里町洞岳	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
古閑前	美里町洞岳	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
重藤	美里町洞岳	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
石原	美里町洞岳	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
阿芹場	美里町洞岳	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
猫ノ内	美里町柏川	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
上藤木2	美里町洞岳	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
石原2	美里町洞岳	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第707号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、令和5年度(2023年度)熊本県准看護師試験を次のように実施する。

令和5年(2023年)9月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時
令和6年(2024年)2月14日(水)午後1時30分から午後4時まで
災害予備日
令和6年(2024年)2月27日(火)午後1時30分から午後4時まで
- 2 試験場所
公立大学法人熊本県立大学(熊本市東区月出三丁目1番100号)
- 3 試験科目
人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 4 受験資格
次の(1)~(7)のいずれかに該当する者とする。ただし、熊本県外に住民登録のある者は、熊本県内の看護師等学校養成所を卒業した者又は令和6年(2024年)3月までに卒業する見込みの者に限る。
(1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。)で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(令和6年(2024年)3月までに修業する見込みの者を含む。)

- (2) 省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和6年（2024年）3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和6年（2024年）3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和6年（2024年）3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和6年（2024年）3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 試験受験申込書（熊本県所定のもの）

写真（試験受験申込み前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものを）を所定の欄に貼付すること。

なお、写真の提出に当たっては、現に在籍をし、若しくは卒業（修業）をした4(1)から(5)までの養成所等の長又は熊本県健康福祉部健康局医療政策課において、写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受け、写真票に照合印を、写真に刻印又は割印を受けること。

イ 受験資格を有することを証明する書類

(ア) 4(1)から(5)までのいずれかに該当する者 卒業（修業）証明書。ただし、令和6年（2024年）3月までの卒業（修業）予定者は、卒業（修業）見込証明書とする。

(イ) 4(6)に該当する者 厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の原本を持参の上、その写しを提出する。

(ウ) 4(7)に該当する者 都道府県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の原本を持参の上、その写しを提出する。

ウ 返信用封筒

長形3号（縦12.0センチメートル×横23.5センチメートル）の返信用封筒に宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼付すること。ただし、一括申込みの場合は、返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手を貼付すること。

(2) 受験手数料

6,900円（熊本県収入証紙によること。）

(3) 受付期間

令和6年（2024年）1月4日（木）から同月11日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(4) 提出先

熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

6 合格者の発表

令和6年（2024年）3月11日（月）午前10時に熊本県庁行政棟本館1階県民ホール及び熊本市保健所を除く県内各保健所に合格者の受験番号を掲示するほか、熊本県ホームページに掲載するとともに、合格者には郵送等により通知する。

なお、電話による試験結果の問合せには、応じない。

7 問合せ先

熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班
電話 096-333-2206

公 告

熊本県公告第592号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県農林水産部森林局森林整備課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）9月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（航空写真撮影）	令和5年（2023年） 9月5日から 令和6年（2024年） 1月31日まで	熊本県県北地域（荒尾市、玉名市、南関町、長洲町）

熊本県公告第593号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により菊陽町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）9月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	令和4年（2022年） 9月1日から 令和5年（2023年） 8月31日まで	菊池郡菊陽町原水地内

熊本県公告第594号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第19条第1項の規定により公聴会を開催するので、熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第23条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）9月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 事業者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 電源開発株式会社 代表取締役社長 渡部 肇史
 - (2) 住所 東京都中央区銀座六丁目15番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 (仮称) 肥薩ウインドファーム
 - (2) 種類 風力発電所の設置
 - (3) 規模 最大出力129,000キロワット
- 3 対象事業実施区域の位置

熊本県水俣市、鹿児島県出水市及び伊佐市
- 4 公聴会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 日時
令和5年（2023年）10月20日（金）午後2時から午後4時まで
 - (2) 場所
水俣市総合もやい直しセンター「もやい館」会議室（熊本県水俣市牧ノ内3-1）
- 5 公聴会において意見を聴こうとする事項

「(仮称) 肥薩ウインドファーム環境影響評価準備書」に係る環境の保全の見地からの意見
- 6 公述の申出に関する事項

公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）は、令和5年（2023年）10月6日（金）まで（必着）に、次に掲げる事項を記載した知事宛ての書面（以下「公述申出書」という。別添様式を参照のこと。）を提出するものとする。

 - (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述人の氏名及び職名。氏名又は名称には振り仮名を付けること。）
 - (2) 連絡先の電話番号
 - (3) 対象事業の名称
 - (4) 環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）
- 7 公述申出書の提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
封筒に「公述申出書在中」朱書きすること。
- 8 公述に関する注意事項
 - (1) 公述の順番は、公述申出書の受付順とする。
 - (2) 公聴会の会場及び時間について、公述人が多数の場合は変更する場合がある。（その場合において、あらかじめ公述人に通知する。）
 - (3) 公述時間（公述人が意見を述べる時間）については、一人につき10分程度を予定している。（公述人が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認め

- るときは、公述時間を定めるものとし、あらかじめ公述人に通知する。)
- (4) 公述人は、日本語により陳述するものとする。
 - (5) 公述人は、公聴会に自ら出席して意見を述べるものとする。
 - (6) 公聴会において発言できる者は、公述人に限るものとし、その発言は、前記5の範囲を超えてはならない。
 - (7) 対象事業の内容や準備書について県又は事業者からの説明・質疑応答は行わない。
- 9 傍聴について
傍聴を希望する者は、公聴会の開始予定時刻までに、開催会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。この場合において、入場は受付順とする。なお、開催場所の駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用すること。
- 10 開催の中止等について
前記6の公述の申出がない場合は、開催を中止する。
- 11 問合せ先
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
電話番号 096-333-2268

別 紙 様 式

公 述 申 出 書

公聴会において環境保全の見地からの意見を述べたいので、熊本県環境影響評価条例施行規則第24条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

令和 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

□ 公 述 申 出 者

住 所

ふりがな

氏 名

連絡先

(公述申出者の住所、氏名、連絡先は、事前に開催時間等をお知らせする必要がありますので、必ず記載してください。また、法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び職名を記載してください。)

□ 対 象 事 業 の 名 称 「(仮称)肥薩ウインドファーム」

□ 意 見 の 要 旨

(準備書についての環境保全の見地からの意見について、項目ごとにその理由も含め、具体的に整理して、記載してください。)

・上欄に記載しきれない場合は、裏面もご利用ください。

・提出期限 令和5年(2023年)10月6日(金)

熊本県公告第595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営第二上益城中央地区（覚田工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和5年（2023年）9月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営第二上益城中央地区（覚田工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
令和5年（2023年）9月20日から令和5年（2023年）10月18日まで
- 縦覧場所
益城町役場

熊本県公告第596号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和5年（2023年）9月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - 名称
熊本県総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）
 - 場所
熊本市中央区南千反畑町3番7号
 - 施設の規模等
ア 敷地 2,193.01平方メートル（屋外駐車場を含む。）
イ 建物 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建 延床面積5,790.70平方メートル
ウ 施設 熊本県地域支え合いセンター、熊本県高齢者無料職業紹介所、熊本県ボランティアセンター、熊本県福祉人材・研修センター、会議室、研修ホール等
- 指定管理者が行う業務
 - 社会福祉に関する研修及び会議のための施設及び設備の提供に関する業務
 - 福祉センターの使用の許可に関する業務（行政財産の目的外使用許可に関する業務を除く。）
 - (2)に係る利用料金の收受
 - 福祉センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
 - その他社会福祉の増進に必要な業務
 - 指定管理者が施設の管理上必要と認める業務
- 指定管理者の指定の期間
令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで
- 参加資格
次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - 熊本県内に事業所を有すること。
 - 熊本県から指名停止措置又は熊本県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
 - 労働者災害補償保険に加入していること。
 - 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - 法人その他の団体の代表者（役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
ア 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
イ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。

- ウ 5 (1) ウからクまで並びにケ (ア) 及び (イ) に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体が(1) から(8) までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1) から(8) まで(2) を除く。) に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手續
- (1) 提出書類
- 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書(熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第46号)別記様式)
- イ 熊本県総合福祉センター指定管理者事業計画書及び収支予算書
- ウ 参加資格に関する申立書
- エ 法人等であることを証する書類
- (ア) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (イ) 当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者を除く。)
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本県の県税(当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書(納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書)
- ケ その他知事が必要と認める書類
- (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
- (ウ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)の写し
- (2) 申請書の提出先
- 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康福祉政策課総務班(熊本県庁行政棟新館3階)
電話番号096-333-2194
- (3) 提出期間
- 令和5年(2023年)9月19日(火)から令和5年(2023年)10月30日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
- 郵送の場合は、書留郵便により令和5年(2023年)10月30日(月)の午後5時までまでに必着とする。
- 電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
- 正本1部、副本11部(副本については、写しで可)
- 6 指定管理候補者の選定
- 健康福祉部指定管理候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。
- なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
- 5(2)に掲げる場所で、令和5年(2023年)9月19日(火)から令和5年(2023年)10月30日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に配布する。
- なお、募集要項等の郵送を希望する場合は、390円分の切手を貼った宛先明記の返信用定形外封筒(角形2号A4版用)を同封のうえ、5(2)に掲げる場所に郵送すること。
- 8 現地説明会
- (1) 開催日時
- 令和5年(2023年)9月28日(木)午前10時から正午まで
- (2) 開催場所
- 熊本市中央区南千反畑町3番7号
福祉センター3階 第3会議室
- (3) その他
- 現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により令和5年(2023年)9月26日(火)の午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。

9 留意事項

- (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。

10 その他

- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 問合せ先
5(2)に同じ

掲載依頼

熊本県環境影響評価審査会公告第4号

熊本県環境影響評価審査会第二部会の会議を、次のとおり開催する。
令和5年（2023年）9月19日

熊本県環境影響評価審査会

- 1 開催日時
令和5年（2023年）9月26日（火）午後2時から午後4時15分まで
- 2 開催形式
会場：ホテル熊本テルサ 3階 たい樹（北1／2）
オンライン形式：Cisco Webexを利用する。
- 3 審議内容
「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業 環境影響評価方法書」について
- 4 傍聴者の定員
会場：10人
オンライン形式：200人
- 5 会場における傍聴手続
 - (1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の15分前までに集合すること。
 - (2) 傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
 - (3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 オンライン会議形式の傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、熊本県・市町村共同システム「電子申請サービス」により、令和5年（2023年）9月24日（日）午後5時までに申し込みを行うこと。
 - (2) 申し込みが定員に達した場合は、予定より早く申し込みを早く締め切る場合があるため、留意すること。
- 7 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境影響評価審査会事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班）
電話096-333-2268

熊本県労働委員会告示第3号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりである。

令和5年（2023年）9月19日

熊本県労働委員会会長 渡辺 絵美

氏 名	現 職
渡 辺 絵 美	熊本県労働委員会会長

村 田 晃 一	弁 護 士 熊 本 県 労 働 委 員 会 会 長 代 理
山 村 康 一	弁 護 士 熊 本 県 労 働 委 員 会 公 益 委 員
坂 田 敦 子	弁 護 士 熊 本 県 労 働 委 員 会 公 益 委 員
紺 屋 博 昭	尚 綱 大 学 生 活 科 学 部 教 授 熊 本 県 労 働 委 員 会 公 益 委 員
矢 野 良 輔	熊 本 大 学 大 学 院 人 文 社 会 科 学 研 究 部 教 授 熊 本 県 労 働 委 員 会 労 働 者 委 員
山 野 雄 一 朗	交 通 労 連 熊 本 県 支 部 支 部 委 員 長 熊 本 県 労 働 委 員 会 労 働 者 委 員
田 中 広 幸	運 輸 労 連 熊 本 県 連 合 会 執 行 委 員 長 熊 本 県 労 働 委 員 会 労 働 者 委 員
木 村 光 伸	連 合 熊 本 副 事 務 局 長 熊 本 県 労 働 委 員 会 労 働 者 委 員
小 材 和 博	自 治 労 熊 本 県 本 部 執 行 委 員 長 熊 本 県 労 働 委 員 会 労 働 者 委 員
徳 村 昌 司	電 機 連 合 熊 本 地 方 協 議 会 議 長 熊 本 県 労 働 委 員 会 使 用 者 委 員
池 田 美 香	肥 銀 オ フ ィ ス ビ ジ ネ ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 熊 本 県 労 働 委 員 会 使 用 者 委 員
岩 永 秀 則	株 式 会 社 池 田 紙 器 工 業 取 締 役 総 務 部 長 熊 本 県 労 働 委 員 会 使 用 者 委 員
坂 本 ミ オ	熊 本 県 経 営 者 協 会 専 務 理 事 熊 本 県 労 働 委 員 会 使 用 者 委 員
松 内 隆 典	株 式 会 社 CS プ ラ ン ニ ン グ 取 締 役 熊 本 県 労 働 委 員 会 使 用 者 委 員
吉 野 昇 治	株 式 会 社 熊 本 放 送 取 締 役 ラ ジ オ 局 長 熊 本 県 労 働 委 員 会 事 務 局 長
守 屋 芳 裕	熊 本 県 労 働 委 員 会 事 務 局 審 査 調 整 課 長

熊 本 県 労 働 審 議 会 公 告 第 2 号

熊 本 県 労 働 審 議 会 の 会 議 を、次 の と お り 開 催 す る。
な お、当 該 会 議 の 傍 聴 手 続 は、次 の と お り。
令 和 5 年 (2 0 2 3 年) 9 月 1 9 日

熊 本 県 労 働 審 議 会

- 1 開 催 日 時
令 和 5 年 (2 0 2 3 年) 9 月 2 7 日 (水)
午 後 2 時 0 0 分 から 午 後 4 時 3 0 分 ま で
- 2 開 催 場 所
熊 本 市 中 央 区 水 前 寺 公 園 2 8 番 5 1 号
ホ テ ル 熊 本 テ ル サ 3 階 た い 樹
- 3 議 題
(1) ブ ラ イ ト 企 業 の 認 定 等 に つ い て
(2) 人 材 の 育 成 ・ 確 保 に 関 す る 取 組 み に つ い て
- 4 傍 聴 者 の 定 員
5 人
- 5 傍 聴 手 続
(1) 傍 聴 希 望 者 は、会 議 の 開 催 予 定 時 刻 ま で に、当 該 会 議 の 会 場 に お い て 受 付 の う え
事 務 局 の 指 示 に 従 い、会 議 の 会 場 に 入 る こ と が で き る。
(2) 傍 聴 の 手 続 は、先 着 順 で 行 い、定 員 に な り 次 第 終 了 す る。
- 6 問 合 せ 先
熊 本 市 中 央 区 水 前 寺 六 丁 目 1 8 番 1 号
熊 本 県 労 働 審 議 会 事 務 局 (熊 本 県 商 工 労 働 部 商 工 雇 用 創 生 局 労 働 雇 用 創 生 課)
(電 話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 3 3 9)